

## 東京食事サービス連絡会規約

### 第1条（名称）

この会は「東京食事サービス連絡会」（以下「食事サービス連絡会」という）と称する。

### 第2条（構成）

この会は、都内において食事サービスを実践しているもの、及び食事サービスに関心を持ち、この会の活動に賛同するもの、これから食事サービスを実践しようとする個人及び団体によって構成する。

### 第3条（目的）

この会は、地域における高齢者等への食事サービス(配食・会食会・サロン・地域食堂等)を充実させるネットワーク作りを目的とする。

### 第4条（活動）

この会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- ・食事サービスに関する学習ならびに研修活動
- ・会員等の相互の情報交換等の懇談会の開催
- ・その他必要な活動を行う。

第5条（会員） この会は次の会員を正会員として構成する。

1. 団体会員
2. 個人会員

### 第6条（機関）

1. この会の効率的な運営を図るため、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

2. 総会は正会員で構成し、年1回開催する。なお、必要に応じ開催することができる。ただし、正会員の3分の1以上の要求がある場合には要求のあった日より1ヶ月以内に開催しなければならない。

3. 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 規約、活動方針に関すること。
- (2) 役員を選任及び解任に関すること。
- (3) その他重要な事項に関すること。

4. 総会の議長は、会員の中から選出し、議事は総会出席者の過半数をもって決する。

5. 運営委員会は、代表が随時招集し、座長を務める。

6. 運営委員会は、総会で選任された役員で構成する。

7. 代表は必要に応じて運営委員会を、正会員全員に参加を呼び掛ける拡大運営委員会に置き換えることができる

## 第7条（役員）

1. この会に次の役員を置く。
  - （1）代表1名
  - （2）副代表2名
  - （3）運営委員5名
  - （4）会計2名
  - （5）監査1名
2. 役員の任期は選出された日より2年とする。ただし、2年を過ぎた場合、次期役員が選出されるまでとする。
3. 役員に欠員が生じた場合は、総会において補充することができる。ただし、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 代表は、この会を代表し、業務の執行を総括する。
5. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故がある時はこれを代理する。

## 第8条（会計）

1. この会の会計は、次にかかげる会費、寄附金、その他の収入による。
  - （1）会費
    - 個人：1口1,000円（年間）／1口以上
    - 団体：1口2,000円（年間）／1口以上
2. 会費の納入後は一切返済しない。
3. 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第9条（加入、退会）

1. この会に加入するものは、所定の申込み用紙に記入し、運営委員会に申し出なければならない。
2. この会を退会しようとするものは、運営委員会に申し出なければならない。

## 付則

1. この規約は平成4年4月1日より施行する。
2. この規約は、総会の議決を経なければ変更できない。
3. 当分の間、事務局は東京都社会福祉協議会に置く。
4. この規約の改正条項は平成6年5月18日より実施する。

平成4年4月1日制定  
平成6年5月17日一部改正  
平成13年5月31日一部改正  
令和5年5月30日一部改正